

郵便局株式会社法案参照条文目次

○	民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	1
○	刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	1
○	郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）（抄）	1
○	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	2
○	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）	2
○	会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	2

。 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（一般の先取特権）

第三百六条 次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する。

- 一 共益の費用
- 二 雇用関係
- 三 葬式の費用
- 四 日用品の供給

。 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（すべての者の国外犯）

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一 削除

二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪

三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪

四 第四十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪

五 第五十四条（詔書偽造等）、第五十五条（公文書偽造等）、第五十七条（公正証書原本不実記載等）、第五十八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によって作られるべき電磁的記録に係る第六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

六 第六十二条（有価証券偽造等）及び第六十三条（偽造有価証券行使等）の罪

七 第六十三条の二から第六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪

八 第六十四条から第六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第六十四条第二項、第六十五条第二項及び第六十六条第二項の罪の未遂罪

。 郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- 一 郵便物の引受け
- 二 郵便物の交付

- 三 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条に規定する郵便切手類の販売
- 四 前三号に掲げる業務に付随する業務

。 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（営業所の設置等）

第八条 銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、位置の変更（本店の位置の変更を含む。）、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。日本において代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 銀行は、代理店を設置しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

。 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）

（郵便局の指定等）

第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

一 その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務（以下「郵便局取扱事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。

二 四 （略）

2 4 （略）

5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（郵便局株式会社の責務）

第五条 郵便局株式会社は、事務取扱郵便局の職員が郵便局取扱事務に関して知り得た情報を当該郵便局取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

。 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

(募集事項の決定)

第百九十九条 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式(当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。) に掲げる事項を定めなければならない。

一 募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。)

二 募集株式の払込金額(募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。)
又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

五 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

2
5 (略)

(募集事項の決定)

第二百三十八条 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権(当該募集に応じて当該新株予約権の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下この章において同じ。) について次に掲げる事項(以下この節において「募集事項」という。) を定めなければならない。

一 募集新株予約権の内容及び数

二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額(募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この章において同じ。) 又はその算定方法

四 募集新株予約権を割り当てる日(以下この節において「割当日」という。)

五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日

六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、第六百七十六条各号に掲げる事項

七 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての第百十八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

2
5 (略)